

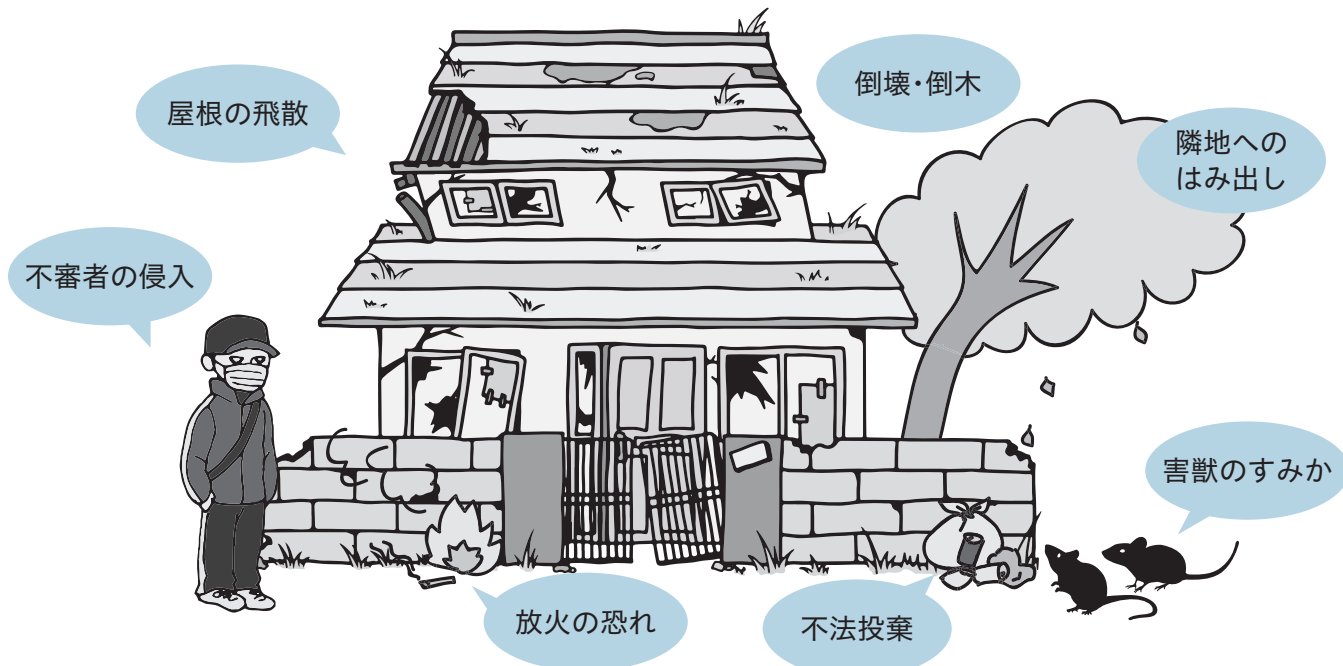


# 空き家 適切に管理していますか？

高齢化の進展や社会情勢の変化などにより、村内の空き家は増え続けている傾向にあります。空き家を放置すると、周囲に悪影響を及ぼすだけでなく、所有者にも不利益が生じます。所有者は、責任をもって適切に管理しましょう。

## 空き家を放置すると…

- ◇まちの景観や生活環境が悪化し、近所に迷惑がかかります
- ◇不法投棄や不法侵入、放火など防犯トラブルが起こりやすくなります
- ◇適切に管理せず「管理不全空き家等」の勧告を受けると、住宅用地の固定資産税が高くなります



## 空き家でお悩みの方は…

- ◇近所の空き家や所有する空き家の維持管理など、困りごと相談を随時受け付けています
- ◇空き家を「売りたい・貸したい」所有者と、「買いたい・借りたい」方をつなぐ仕組みがあります
- ◇空き家所有者向けの無料相談会を開催します

### 空き家相談窓口

「家屋の一部が壊れていて危険」「枝葉が道路に飛び出している」「空き家の維持管理に困っている」など、お気軽にご相談ください。

### 東海村空き家バンク



購入・賃借して有効活用したい方や、活用予定がない空き家の売却・賃貸を検討している方は、空き家バンクへ利用登録をしませんか。

## 空き家所有者向け無料相談会を開催します！

空き家の相続、登記、売買、リフォームなどに関する相談に、弁護士や司法書士、宅地建物取引士、土地家屋調査士、建築士が応じます。

日時▼10月17日(土)午後1時～4時

場所▼東海村役場

申込期限▼8月31日(月)

申込方法▼電話、メール(▽氏名 ▽住所 ▽空き家の所在地 ▽電話番号 ▽相談内容)

【問い合わせ】くらしの安全課生活環境・空き家対策担当(☎282-1711 内線1451) ✉kurashi@vill.tokai.ibaraki.jp